

愛知県環境審議会水質部会（平成29年度 第1回）会議録

1 日時

平成29年11月7日（火）午後2時30分から午後4時16分まで

2 場所

愛知県自治研修所 7階 701教室

3 出席者

（1）委員（10名）

小嶋部会長、松尾委員、渡邊委員、吉田（民）専門委員、吉田（奈）専門委員、幸田特別委員（代理：東海農政局農村振興部農村環境課環境保全官）、田島特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課総括係長）、徳永特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課長）、遠山特別委員（名古屋国税局課税第二部鑑定官室長）、石澤特別委員（代理：中部運輸局交通政策部計画調整官）

（2）事務局（10名）

（愛知県環境部）大村技監

（水地盤環境課）柘植課長、岡田主幹、夏目課長補佐、前川主査、西山主査、西村主査、大久保主任

（環境調査センター）河合水圏部長

（岡崎市）神谷副主幹

4 傍聴人等

傍聴人1名

報道関係者なし

5 議事

- ・会議録への署名は、松尾委員、渡邊委員が行うこととなった。

（1）諮問事項

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて

（事務局による説明）

<質疑応答>

【吉田（奈）専門委員】

この類型の見直しの考え方について、国の考え方で、環境基準値をある一定期間達成している場合に見直すということだが、環境基本法を見ると、用途によって類型が決められ、それに対して環境基準値が定められていると思うが、それが環境基準値の達成状況によって類型を見直すというのは本末転倒ではないか。考え方が法律で定められた当初と、主従が逆転してしまっている感じがしてしまう。国の考え方ということなので、それにならうということであれば、仕方がないと思うが、BODに着目して類型見直しをすると、大腸菌群数について齟齬が出ると思われる。水道施設の処理方法で、水道の何級によって処理が変わってくると思うが、実際その水質に合わせて、水道の処理方法を変えられていくのか。

【事務局】

まず、大腸菌群数は、人畜由来の糞便性の大腸菌や自然由来の細菌をはじめ、様々な菌を含んでいるものを測定している。

次に、委員心配の水道は、必ず消毒等の処理をしているので、そちらへの影響はない。

【吉田（奈） 専門委員】

菌群数なので、ほかの微生物もいろいろ混ざってくるが、それは指標としてのものだと思う。水源として、この川の類型を、例えば水道3級から2級、1級に引き上げると、そのときの処理が変わってくるのではないか。その場合、最後の消毒では死なない菌が残ってしまうようなことがないのか。

また、もともとは用途が先に決まって、それに対して基準値が定められるものだと思うが、基準値に合わせて用途が変わると問題が生じるのではないかと懸念する。水道の観点からみると、BODだけを水域の指標として、類型を上げてよいかどうかを検討することは心配である。

【事務局】

見直しをする際は、水道事業者にも今後の利水計画等を照会したが、基準を設定した当時から利水しており、見直し後も処理を変更する予定がないことを確認している。

【吉田（奈） 専門委員】

水道法に水質基準があるのであれば、それに齟齬が出ないようにチェックしてもらえれば結構である。

【事務局】

類型の見直しをすることについては、管理者に対しても伝え、管理者の意見等も伺い、類型指定をしていくので委員の心配されていることはクリアできると思う。

【徳永特別委員代理】

既定の期間の環境基準値を満たしている場合、上位類型にアップとなると思うが、逆もありえるか。逆にランクを下げるということは過去にあったか。

【事務局】

それは、参考資料3の1の関連する国の通知等の第4の2のエにある「当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること」という内容に準じているので、下げていくという考え方は持ち合わせていない。

【徳永特別委員代理】

水質を上げる努力した結果、水質が悪化した場合、下げるということもあるのか。

【事務局】

水質が悪化して悪くなることはあっても、環境基準値を下げるということはない。

【徳永特別委員代理】

過去に、このランクが下がったという例はないか。

【事務局】

ない。

【小嶋部会長】

念の為に再確認しておきたいが、測定数値が類型指定時の環境基準値よりも悪くなって10年間続いても、類型を下げることはないのか。

【事務局】

類型指定した当時の利水が行われておれば、目標としては下げることはない。
県としては、ここは環境基準を順守できるよう、頑張っていくしかないと思っている。

【小嶋部会長】

天変地異が起こったときなど、やむを得ない事態が生じたときはどうするのか。

【松尾委員】

環境基準値はあくまでも達成目標だから、それを悪いほうに振ることはあり得ない。逆に言うと、現状追認の基準ではないはずである。去年も言ったように、今、例えば1ランク上が達成されなくても、達成期間のロとかハを適用して、1ランク上にアップするということもあっていいと思う。それを現状追認しかしないというのは、私はおかしいと思っている。

【事務局】

環境省の考えを基本とすると、現状追認型の類型の見直しというルールになっている。先ほど部会長が言った、天変地異があったときに環境基準がどうなるんだという話は、東北で津波が起きたときに、環境基準を悪いほうに移行していないので、今の環境基準を守り、努力しているのが現状である。

【吉田（奈）専門委員】

今回の見直しの対象ではないが、堀川がDとなっている。しかし、堀川は、川辺で食事をするなど観光利用がされており、D類型で良いのかと感じる。たとえ堀川でも観光資源になるような川に対して、愛知県として、今後、目標を設定して、それに対して浄化するように取り組んでいくようなことをしてはどうかと思う。

【事務局】

難しいと考えるが、とりあえず水質を見て判断したい。

【小嶋部会長】

事務局の提案は、了解されたということにいたしたいと思う。
それでは、パブリックコメントの案について、説明をお願いします。

・パブリックコメント（案）

（事務局より説明）

<質疑応答>

【徳永特別委員代理】

意見・質問ではないが、川の読み方が難しいので、介木川、鹿乗川以外にもルビがふってないとよくわからないのではないかな。

【事務局】

矢作川から全ての河川についてルビをふるということで修正する。

【小嶋部会長】

ほかに、指摘を含めてないかな。

（発言する者なし）

ルビの点だけが意見として出たので、これをつけてパブリックコメントを実施することにしたい。
最後に、今後の事項か留意事項があるか。

(2) その他

【事務局】

(事務局から今後の予定について説明)

【小嶋部会長】

委員の方、あるいは事務局からの追加の意見等はあるか。

(発言する者なし)

それでは、今日の議事はこれで終了とする。円滑な会議運営への協力に感謝する。